

漁業法第131条第1項に基づく停泊命令等の処分基準（案）についての意見募集結果

2人の方から6件の意見をいただき、これに対する県の考え方及び反映状況は次のとおりです。

No	提出された意見	県の考え方	反映状況
1	<p>漁業法第131条第1項に基づく停泊命令等の処分基準（案）のPDF4ページ目、「ウ 悪質な行為等に係る加算日数」の（サ）に関してです。</p> <p>ここでは、国の締結した条約や国際信用に関わることについて述べられていますが、これに関しては、国が規則を定めたものであり、知事ではなく農林水産大臣が権限を持つ案件であると理解しています。</p> <p>（サ）で言及している「漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）」第106条には当該国の法令遵守が明記されており、更に第107条、第108条で、外国周辺の海域における船舶の立入禁止と操業等の禁止命令が示されています。違反した場合は、第108条で、知事ではなく農林水産大臣が禁止命令を出すことが明示されているので、今回の（案）で知事の命令として処分するにあたり、（サ）を含めることは適さないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>県が条約など国際約束に基づく違反行為に対して処分することは想定されないので、当該規定を削除します。</p>	文書修正等
2	<p>現在パブコメを行っている処分基準は法131条に基づく停泊命令等のみだが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可等の変更・取消又は効力の停止（法58条で準用する法54条） ・ 漁業権の取消し又は効力停止（法92条） ・ 船長等の乗組み禁止（調整規則50条） <p>についても検討すべきではないか。</p>	<p>今回の処分基準（案）は漁業法第131条第1項に基づく停泊命令等に関するものであるため、今後の課題といたします。</p>	反映困難

3	<p>現行の書きぶりでは停泊処分の対象が知事許可漁業又は禁止漁業のみとなっているが、自由漁業や承認を必要とする漁業（クロマグロ等）に対しても停泊処分がかけられるような処分基準が必要ではないか。</p>	<p>御意見を一部反映いたします。</p>	<p>文書修正等</p>
4	<p>悪質な行為等に関する加算として省令106条違反かつ国際的信用を失墜させる行為を規定しているが、具体的にはどのような場合を想定しているのか。</p>	<p>県が条約など国際約束に基づく違反行為に対して処分することは想定されないので、当該規定を削除します。</p>	<p>文書修正等</p>
5	<p>悪質加算の（イ）停船命令無視又は逃走について、かっこ書き中で引用している「法第193条4号」は「第6号」の誤りではないか。</p>	<p>最近の漁業法改正による条ズレを反映いたします。</p>	<p>文書修正等</p>
6	<p>漁具の使用禁止・陸揚処分の対象を、無許可操業・禁止漁具使用と漁業権漁業に係る違反に限定しているが、これら以外のケースで処分が必要となる場合は想定されないか、検討したのか。</p>	<p>検討していませんが、今後の課題といたします。</p>	<p>反映困難</p>